

公益社団法人始良地区歯科医師会役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人始良地区歯科医師会（以下「本会」という。）定款第35条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第26条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 非常勤役員の報酬等は年額とし、非常勤役員が会議等に参加する場合は、必要の都度、出席手当を支給することができる。
- 3 非常勤役員の退任に当たっては、当該非常勤役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の非常勤役員報酬年額は、別表1「役員報酬年額」を限度として支給する。

- 2 出席手当は、別表2「出席手当」による。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬等は、年額をもって支給するものとし、出席手当については、会議出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の支給方法)

第7条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用の支払いは、すべて実費とする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項の規定に基づく報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程を変更し、又は廃止しようとするときは、総会の決議によらなければならない。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

3 この規程は、平成28年6月18日から施行する。

別表1 「役員報酬年額」

単位（円）

役職	勤務形態	年額
会長(代表理事)	非常勤	300,000
副会長(業務執行理事)	非常勤	200,000
専務理事(業務執行理事)	非常勤	300,000
常務理事(業務執行理事)	非常勤	250,000
理事	非常勤	100,000
監事	非常勤	100,000

別表2 「出會手当」

非常勤役員が会議等に出席する場合の出會手当は、5,000円以内とする。